

(仮称)草津市立プール整備・運営事業に関する基本協定の締結について

(仮称)彦根総合運動公園の整備に伴い廃止した県立スイミングセンターの代替機能を担う(仮称)草津市立プールの整備・運営事業を実施するにあたり、本県と草津市との間において、下記の事項について基本協定を締結すべく、調整を進めています。

1 基本方針について

(1) 整備・運営主体について

草津市が、施設の設置主体として整備・運営を行うこととし、本県はこれに対して財政支援を行うこととします。

(2) 施設の内容について

新たに整備するプールについては、「第79回国民体育大会競技施設基準」を踏まえ、50m室内温水プール、飛込兼用25m室内温水プールおよび付帯施設を備えることとします。

(3) 県立スイミングセンターの代替性について

草津市は、新たに整備するプールが廃止した県立スイミングセンターの代替機能を担うものであることから、広く県民が利用でき、大規模大会の開催など水泳競技の拠点として活用される施設として、整備・運営することとします。

(4) 施設の利用について

本県と草津市は、新たに整備するプールが第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会の競技会場として活用され、大会後も、草津市民をはじめ県民のスポーツ振興や健康づくりに資する施設として、新たなプールの利用促進に努めることとします。

(5) 連携・協力について

本県と草津市は、新たなプールの整備・運営事業を遂行するにあたり、緊密に連携・協力を図るとともに、両者の合意のもとに事業を進めることとします。

2 財政支援について

(1) 補助率について

新たなプールの整備・運営に要する経費について、本県が2/3の補助を行うこととします。

※財政支援の対象とする新たなプールの整備・運営に要する経費については、別途「覚書」において定めます。

①整備費について

整備費は、建設工事費のほか、設計費、測量費、調査費、造成費、既存道路の改良事業費、設備・備品の購入に要する経費とします。

②維持管理・運営費について

運営費は、人件費、光熱水費、修繕費（大規模修繕を含む。）等の財政支援の対象として整備した施設の維持管理・運営に要する経費とします。

③付帯施設について

付帯施設については、諸室、駐車場、外構等の関連施設とします。

④その他

建物の建築により生じるテレビ受信障害の対策経費および大規模大会の開催に必要となる仮設施設に係る経費については、運営費に含めることとします。

（２）飛込プールについて

飛込プールの整備・運営に要する経費については、本県が全額補助することとします。

（３）補助金額の算定について

補助金額の算定にあたっては、整備・運営に要する経費から、本事業に係る国庫補助金その他助成金、施設利用料等の収入を除いた金額に補助率を乗じることとします。

（４）財政支援の期間について

新たに整備するプールが、この協定において定めた基本方針のもとに存続する限り、運営に要する経費について、本県は草津市に対して財政支援を継続することとします。

(仮称) 草津市立プール整備・運営事業に関する基本協定書 (案)

(仮称) 草津市立プール整備・運営事業 (以下「本事業」という。) を実施するにあたり、滋賀県知事 三日月 大造 (以下「甲」という。) と草津市長 橋川 渉 (以下「乙」という。) は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が共同して進める本事業に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項を基本方針として、本事業を進めることとする。

- (1) この協定に基づき整備・運営する (仮称) 草津市立プール (以下「新プール」という。) については、乙が設置主体となり整備・運営を行うこととし、甲は乙に対して財政支援を行うこと。
- (2) 新プールは、「第79回国民体育大会競技施設基準」を踏まえ、50メートル室内温水プール、飛込兼用25メートル室内温水プールおよび付帯施設を備えること。
- (3) 乙は、新プールが県立スイミングセンターの代替機能を担うものであることから、広く県民が利用でき、大規模大会の開催など水泳競技の拠点として活用される施設として整備・運営を行うこと。
- (4) 甲と乙は、新プールが2024年に開催予定の第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会の競技会場として活用され、大会後も草津市民をはじめ県民のスポーツ振興や健康づくりに資する施設として、新プールの利用促進に努めること。
- (5) 甲と乙は、本事業の遂行にあたり、緊密に連携・協力を図るとともに、両者の合意のもと、進めること。

(財政支援)

第3条 甲は乙に対して、前条に定める基本方針を実現するため、次に掲げる財政支援を行うこととする。

- (1) 新プールの整備・運営に要する経費について、甲が2/3の補助を行うこと。
- (2) 前号の規定にかかわらず、飛込プールの整備・運営に要する経費については、甲が全額補助を行うこと。
- (3) 補助金額の算定にあたっては、甲が財政支援の対象とする整備・運営に要する経費から、本事業に係る国庫補助金その他の助成金、施設利用料等の収入を除いた金額に前2号に規定する補助率を乗じること。
- (4) 甲は、新プールが前条に定める基本方針のもとに存続する限り、運営に

要する経費について、乙に対して財政支援を継続すること。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市長 橋川 渉

覚 書 (案)

滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という。）と草津市長 橋川 渉（以下「乙」という。）は、平成〇年〇月〇日付けで締結した「(仮称) 草津市立プール整備・運営事業に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）について、以下のとおり覚書を交換する。

1 財政支援について

新プールの整備・運営に要する経費は、協定書第3条に基づき、次のとおりとする。

- (1) 新プールの整備費は、整備に係る建設工事費のほか、設計費、測量費、調査費、既存道路の改良事業費および設備・備品の購入に要する経費とする。
- (2) 新プールの運営費は、運営に係る人件費、光熱水費、修繕費（大規模修繕費を含む。）等の財政支援の対象として整備した施設の維持管理・運営に要する経費とする。
- (3) 付帯施設は、諸室、駐車場、外構等の関連施設とする。
- (4) 建物の建築により生じるテレビ受信障害の対策経費は、新プールの運営費に含むこととする。
- (5) 大規模大会の開催に必要となる仮設施設にかかる経費は、新プールの運営費に含むこととする。

2 その他

この覚書に定めのない事項またはこの覚書に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市長 橋川 渉

施設整備予定地の周辺概要図



近年のプール整備事例

施設名 (整備主体) 【整備年度】	施設内容			施設整備費 (実績額)	草津市調査による各施設の課題
	50m(屋内)	25m(屋内)	飛込(屋内)		
金沢プール (石川県金沢市) 【平成28年度】	○ 10レーン 可動床 (0～2m)	○ 7レーン 固定床 (1.3m)	○ 固定床 (5m)	約73億円	・諸室として器具庫が少ないため、運用で苦慮されている。 ・整備にあたって大きくコストダウンを図られていることから、大会時の音響に支障が出るなど、大会における運用で苦慮されている。 ≪請負率 約96.3%≫
秋葉山公園県民水泳場 (和歌山県) 【平成25年度】	○ 10レーン 可動床 (0～2m)	○ 8レーン 可動床 (0～1.4m)	×	約90億円 (地下駐車場整備込み)	≪請負率 約81.4%≫
山口きらら博記念公園 水泳プール (山口県) 【平成22年度】	○ 10レーン 可動床 (0～2.5m)	○ 8レーン 可動床 (0～1.4m)	×	約61億円	・会議室や控室が無く、大会運営に支障が生じている。 ・断熱材の不足に伴う結露により、設備や建物に悪影響を与えている。 ・国体後にトレーニング室を追加で整備されている。 ≪請負率 約82.7%≫
(仮称)草津市立プール (滋賀県草津市) 【平成34年度(予定)】	○ 可動床 (0～3m想定)	○(飛込兼用) 可動床 (0m～5m想定)		基本計画の策定過程で 概算費用を試算する。	先催地の事例から、以下の項目を加味して概算費用を算定する必要がある。 ・物価・人件費等の上昇 ・消費税率の上昇 ・請負率を割り戻し ・大会をはじめ、日常的な管理運営に支障をきたさないために必要な諸室や機能の導入